

令和6年度 事業計画

1. 基本方針

BIM を活用した建築確認における課題解決とその普及に向けた活動を継続的に行い、建築確認における BIM 活用を推進する。

また、活動などを継続的に行うことにより、建築確認申請業務に係る作業の合理化、期間の短縮化など、広く公共の利益、今後の建築界の健全な発展へ寄与することを目的とし、次の活動に取り組む。

2. 事業計画

令和6年度は運営規約第14条第1項に基づき検討委員会を設置して、令和5年度の活動を継続するとともに、検討成果は報告書としてとりまとめ、協議会として公表する。

- (1)「BIM 図面審査[※]」における手続・審査方法などを整理し、その円滑な実施に向けた環境を整える。
- (2)「BIM データ審査[※]」の基礎的要件を検討し、その実施に向けた課題などを整理する。
- (3)建築確認における BIM 活用について、国土交通省建築 BIM 推進会議及びその関連する各部会と連携し、BIM 建築確認の社会実装に向けた取り組みを行う。
- (4)建築確認における BIM 活用に係る検討成果について、成果報告会の開催や関連講習会の支援などを通じて普及を推進する。
- (5)上記(1)、(2)、(3)、(4)のほか、BIM 活用に係る具体的な課題に対する検討、国際協調の推進などを行う。

※引用:「建築 BIM の将来像と工程表(増補版)」令和5年3月、国土交通省建築 BIM 推進会議